

京都教育大学附属京都小中学校
学校いじめ防止基本方針

京都教育大学附属京都小中学校

平成 26年6月 1日策定

令和 2年3月31日改訂

令和 6年6月 1日改訂

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省 平成25年10月11日）

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省 平成25年10月11日）（最終改訂 平成29年3月14日）

このような認識のもと、社会全体でいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制整備の必要性から、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が成立、平成25年9月28日より施行された。また、これを受けて、同年10月11日付で「いじめの防止等のための基本的な方針」が文部科学省により策定された。

京都教育大学附属京都小中学校（以下、「本校」）では、これらの法律や方針のもと策定された「国立大学法人京都教育大学附属学校いじめ防止等対策ポリシー」に則り、本校において、いじめがすべての児童生徒に関わる問題であると認識し、いじめをしない・許さない子どもの育成、その未然予防、早期発見、いじめがあったときの対処などについて、具体的方針・施策・組織に関する「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 本校の基本施策

（1）いじめの防止に関わる基本施策

① 各教科授業の改善

- （1）本校が推進するキャリア教育の理念のもと、すべての児童生徒一人一人が参加、活躍できる授業や、一人一人が個性を発揮し、お互いの良さを認め合える授業形態を、さらに研究・追求する。
- （2）学習規律の確立に努め、児童生徒一人一人が安心して臨むことができる授業環境を形成する。
- （3）授業において、児童生徒一人一人の学習状況を把握して、すべての児童生徒に習得すべき基礎・基本事項の定着を図るとともに、補充学習の体制を整備する。
- （4）本校の授業公開の原則に基づき、教員が日常からお互いの授業を検証するシステムをさらに拡充するとともに、研究授業においても、いじめ未然防止につながる生徒指導の観点からの事後研究を盛り込んで、授業内容や技術の検証を行う。